

思いやり医療 Vol.5



医療費の自己負担限度額について

1ヶ月の医療費が高額になる場合、窓口等での支払額を所得に応じた自己負担限度額にすることができます。

この制度の利用には、これまで「限度額適用認定証」の提示が必要でしたが、当院ではオンライン資格確認制度の開始に伴い、「限度額適用認定証」の申請をしなくても自己負担限度額の適応が可能となりました。

当院以外に入院、通院される場合や院外薬局などは、「限度額適用認定証」が必要になる場合があります。その際は以下の手順で申請して下さい。

●申請方法（国民健康保険）

窓口	磐田市の場合 《磐田市役所》本庁舎1階 国保年金課 資格管理グループ 〒438-8650 磐田市国府台3-1 TEL0538-37-4833 磐田市以外 各市町役場の担当課にお問い合わせください
手続き方法	①申請書に必要事項を記入し、窓口へ提出して下さい。 ②「限度額適用認定証」が発行されたら、病院窓口へ提出して下さい。
持参物	ご本人の健康保険証、印鑑、窓口へ行かれる方の身分証明書（運転免許証やマイナンバーカードなど） 事後申請の場合は医療費の領収書、振込先口座がわかるもの

●申請方法（社会保険）

窓口 手続き方法	勤務先もしくは各保険者に問い合わせ下さい。
-------------	-----------------------

- ・入院食事療養費やベッド差額、保険対象外の費用は対象外です。
- ・利用する月の末日までに申請・発行をするとその月の1日より対象とすることが可能です。

※詳細をお聞きになりたい方は、
1階32番の医療・福祉総合相談窓口相談員まで
お問い合わせください。

1802思いやり医療5

